

平成24年11月20日より

平成24年11月
財務省・税関

日カナダ間AEO相互承認

が実施されます。

カナダとのAEO相互承認の実施にあたり、日本のAEO輸出者の皆様は、カナダの税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

なお、日本のAEO輸出者の皆様は、カナダの税関手続での相互承認メリットを受けるにあたり、特段の作業は要しません。

カナダのAEO輸出者^(※)と取引を行う日本の輸入者の皆様は、以下の方法で、日本の税関手続で相互承認のメリットを受けることができます。

※ カナダのAEO制度は、PIP(Partners in Protection)といいます。

日本の輸入者の皆様が取引を行うカナダの輸出者が、PIP輸出者である場合には、カナダのPIP輸出者が保有する12桁の相互承認用コード(参考1)、又は、カナダの輸出者が保有する5桁のコードをその方に確認し、5桁のコードを通知された場合には、ルール(参考2)に従って12桁としたうえで、日本での輸入手続の際にNACCSの海外仕出人コード欄に入力して下さい。

【参考1:カナダのPIP輸出者が保有する相互承認用コード(12桁)の体系】

“A”+英数字7桁+国コード(CA)+数字2桁

【参考2:5桁から12桁への変換ルール】

5桁のコードの前に“A00”を、後ろに“CA00”を挿入

(例)5桁コードが“12345”の場合 → 12桁コードは、“A0012345CA00”となる。

日カナダ間AEO相互承認の内容については、

http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/facilitation/ka220625.htm

を参照下さい。

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関 電話:0138-40-4254

東京税関 電話:03-3599-6343

横浜税関 電話:045-212-6125

名古屋税関 電話:052-654-4169

大阪税関 電話:06-6576-3391

神戸税関 電話:078-333-3071

門司税関 電話:050-3530-8312

長崎税関 電話:095-828-0126

沖縄地区税関 電話:098-862-9291